

議案第 25 号

埼玉県市町村総合事務組合の規約変更について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 286 条第 1 項の規定により、埼玉県市町村総合事務組合規約を次のとおり変更することについて、議決を求める。

平成 30 年 2 月 26 日 提出

北本市長 現王園 孝 昭

埼玉県市町村総合事務組合規約の一部を変更する規約

埼玉県市町村総合事務組合規約（平成 18 年指令市第 745 号）の一部を次のように変更する。

別表第 1 及び別表第 2 第 4 条第 1 号に掲げる事務の項組合市町村の欄中「北本地区衛生組合 入間東部地区衛生組合」を「北本地区衛生組合」に、「入間東部地区消防組合」を「入間東部地区事務組合」に改める。

附 則

この規約は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。